しょうゆの日本農林規格の一部を改正する件 新旧対照表 ○しょうゆの日本農林規格 (平成16年9月13日農林水産省告示第1703号)

(下線部分は改正部分)

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <u>日本農林規格</u> <u>JAS</u> 1703 : 2020<br>しょうゆ Soy sauce ( <i>Shoyu</i> )  | しょうゆの日本農林規格   |
| <b>1</b> 適用範囲 この規格は、しょうゆのうち、こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこ みしょうゆ及びしろしょうゆの品質について規定する。   | (適用の範囲)<br>第1条 この規格は、しょうゆのうち、こいくちしょうゆ、うすくちしょうゆ、たまりしょうゆ、さいしこみしょうゆ及びしろしょうゆに適用する。  |
| 2 引用規格次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。CODEX STAN 192 食品添加物に関する一般規格JIS K 0061 化学製品の密度及び比重測定方法JIS K 0557 用水・排水の試験に用いる水JIS K 0970 ピストン式ピペットJIS R 3505 ガラス製体積計JIS Z 8781-4 測色一第4部: CIE 1976 L*a*b*色空間 | (新設)  |
| 3 用語及び定義         この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。         3.1         砂糖類         砂糖、糖蜜及び糖類         3.2   | (定義)         第2条       この規格において、次の表の左欄に掲げる用語の定義は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。         用       語         し       よ         ウ       次に掲げるもの(これらに砂糖類(砂糖、糖蜜及び糖類をいう。以下同じ。)、アルコール等を補助的に加えたものを含む。)をいう。 |

# しょうゆこうじ

大豆(脱脂加工大豆を含む。以下同じ。)又は大豆及び麦,米等の穀類(これに小麦グルテンを加 <u>えたものを含む。)を蒸煮その他の方法で処理して、こうじ</u>菌を培養したもの

# <u>3.3</u>

# もろみ

しょうゆこうじ又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若しくはこれをこうじ菌に よって糖化したものを加えたものに食塩水又は生揚げを加えたもの

### <u>3.4</u>

# 生揚げ

1 大豆(脱脂加工大豆を含む。以下同じ。) 若しくは大豆及び麦、米 等の穀類 (これに小麦グルテンを加えたものを含む。) を蒸煮その他 の方法で処理して、こうじ菌を培養したもの(以下「しょうゆこうじ」 という。) 又はしょうゆこうじに米を蒸し、若しくは膨化したもの若 しくはこれをこうじ菌により糖化したものを加えたものに食塩水又は 生揚げを加えたもの(以下「もろみ」という。)を発酵させ、及び熟 成させて得られた清澄な液体調味料(製造工程においてセルラーゼ等 の酵素(たん白質分解酵素にあっては、しろしょうゆのたん白質を主 成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使 発酵させ、及び熟成させたもろみを圧搾して得られた状態のままの液体

# <u>3.5</u>

### <u>アミノ酸液</u>

大豆等の植物性たん白質を酸によって処理したもの

### <u>3.6</u>

#### 酵素分解調味液

大豆等の植物性たん白質をたん白質分解酵素によって処理したもの

### <u>3.7</u>

### <u> 発酵分解調味液</u>

小麦グルテンを発酵させ、分解したもの

#### 3.8

#### しょうゆ

次に掲げるもの(これらに砂糖類,アルコール等を補助的に加えたものを含む。)

- a) 本醸造方式によるもの もろみを発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料 [製造工程においてセルラーゼ等の酵素 (たん白質分解酵素にあっては、しろしょうゆのたん白質を主成分とする物質による混濁を防止する目的で生揚げの加熱処理時に使用されるものに限る。) を補助的に使用したものを含む。]
- b) 混合醸造方式によるもの もろみにアミノ酸液,酵素分解調味液又は発酵分解調味液を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味料
- c) 混合方式によるもの a), b)若しくは生揚げ又はこのうち2つ以上を混合したものにアミノ酸液, 酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち2つ以上を混合したものを加えたもの

#### 3.9

### こいくちしょうゆ

しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするもの

#### 3.10

#### うすくちしょうゆ

しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類若しくは小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは米を蒸し、若しくは膨化したもの又はこれをこうじ菌によって糖化したものを加えたもの又は加えないものを使用するもので、製造工程において色沢の濃化を抑制したもの

#### 3.11

#### たまりしょうゆ

しょうゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものを しょうゆこうじの原料とするもの

#### 3.12

#### さいしこみしょうゆ

しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは食塩水の代わりに生揚げを加えたものを使用するもの

#### 3.13

|                       | <u>造方式によるもの」という。)</u>                   |
|-----------------------|---|
|                       | 2 もろみにアミノ酸液(大豆等の植物性たん白質を酸により処理した        |
|                       | ものをいう。以下同じ。)、酵素分解調味液(大豆等の植物性たん白質        |
|                       | をたん白質分解酵素により処理したものをいう。以下同じ。) 又は発        |
|                       | 酵分解調味液(小麦グルテンを発酵させ、分解したものをいう。以下         |
|                       | 同じ。)を加えて発酵させ、及び熟成させて得られた清澄な液体調味         |
|                       | 料(以下「混合醸造方式によるもの」という。)                  |
|                       | 3 1、2若しくは生揚げ又はこのうち2つ以上を混合したものにアミ        |
|                       | ノ酸液、酵素分解調味液若しくは発酵分解調味液又はこのうち2つ以         |
|                       | 上を混合したものを加えたもの(以下「混合方式によるもの」という。)       |
| こいくちしょうゆ              | しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀        |
|                       | 類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。             |
| <u>うすくちしょうゆ</u>       | しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀        |
|                       | 類若しくは小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、か        |
| ·                     | つ、もろみは米を蒸し、若しくは膨化したもの又はこれをこうじ菌によ        |
|                       | り糖化したものを加えたもの又は加えないものを使用するもので、製造        |
|                       | 工程において色沢の濃化を抑制したものをいう。                  |
| たまりしょうゆ               | しょうゆのうち、大豆若しくは大豆に少量の麦を加えたもの又はこれに        |
|                       | 米等の穀類を加えたものをしょうゆこうじの原料とするものをいう。         |
| さいしこみしょうゆ             | しょうゆのうち、大豆にほぼ等量の麦を加えたもの又はこれに米等の穀        |
|                       | 類を加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、もろみは食塩水の        |
|                       | 代わりに生揚げを加えたものを使用するものをいう。                |
| しろしょうゆ                | しょうゆのうち、少量の大豆に麦を加えたもの又はこれに小麦グルテン        |
|                       | <u>を加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、製造工程において色</u> |
|                       | 沢の濃化を強く抑制したものをいう。                       |
| 生 揚 げ                 | 発酵させ、及び熟成させたもろみを圧搾して得られた状態のままの液体        |
|                       | <u>をいう。</u>                             |
| 7 17 HOURT 4 1 DEFINE | 原料として使用したアミノ酸液、酵素分解調味液及び発酵分解調味液の        |
| <u>台</u>              | 全窒素の製品の全窒素に対する割合をいう。                    |

# しろしょうゆ

しょうゆのうち、少量の大豆に麦を加えたもの又はこれに小麦グルテンを加えたものをしょうゆこうじの原料とし、かつ、製造工程において色沢の濃化を強く抑制したもの

# <u>3.14</u>

### アミノ酸液等の使用割合

原料として使用したアミノ酸液、酵素分解調味液及び発酵分解調味液の全窒素の製品の全窒素に対する割合

# 4 品質

# <u>4.1</u> こいくちしょうゆ

こいくちしょうゆの品質は、表1の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

# 表1-こいくちしょうゆの等級ごとの品質基準

| <u>表1-こいくちしょうゆの等級ごとの品質基準</u> |                                |               |                      |
|------------------------------|--------------------------------|---------------|----------------------|
| 区分                           |                                | 基準            |                      |
|                              | <u>特級</u>                      | <u>上級</u>     | <u>標準</u>            |
| 製造方式                         | 本醸造方式によるもので                    | _             | _                    |
|                              | <u>あること。</u>                   |               |                      |
| 性状                           | よく発酵,熟成した醸造                    | よく発酵,熟成した醸造   | こいくちしょうゆ独特の          |
|                              | こいくちしょうゆの特徴                    | こいくちしょうゆの特徴   | 透明感のある鮮やかな赤          |
|                              | である独特の透明感のあ                    | である独特の透明感のあ   | 橙色を呈し、特有の香り          |
|                              | る鮮やかな赤橙色を呈                     | る鮮やかな赤橙色を呈し,  | と円熟した塩味及び旨み          |
|                              | し,特有の香りと円熟し                    | 特有の香りと円熟した塩   | を有しており、その全て          |
|                              | た塩味及び旨みを有して                    | 味及び旨みを有しており,  | が良好であり、かつ、異          |
|                              | おり、その全てが優良で                    | その全てが良好であり,   | <u>味異臭及びかびがないこ</u>   |
|                              | あり、かつ、異味異臭及                    | かつ、異味異臭及びかび   | <u> と。</u>           |
|                              | <u>びかびがないこと。</u>               | <u>がないこと。</u> |                      |
| <u>色度</u>                    | <b>5.2</b> によって試験したと           | <u>同左</u>     | <u>5.2</u> によって試験したと |
|                              | き, しょうゆの標準色 18                 |               | き, しょうゆの標準色 18       |
|                              | <u>番[JIS Z 8781-4 の物体</u>      |               | 番未満。                 |
|                              | <u>色の表示方法による L*</u>            |               |                      |
|                              | (明度指数) = 30.0, a*=             |               |                      |
|                              | 46.1, b* = 51.6 とする。           |               |                      |
|                              | 以下同じ。]未満。ただ                    |               |                      |
|                              | し、火入れを行わず、火                    |               |                      |
|                              | 入れの殺菌処理と同等な                    |               |                      |
|                              | 処理を行ったものにあっ                    |               |                      |
|                              | ては, しょうゆの標準色                   |               |                      |
|                              | <u>22番[JIS Z 8781-4 の物</u>     |               |                      |
|                              | 体色の表示方法による                     |               |                      |
|                              | L* (明度指数) = 36.7, a*           |               |                      |
|                              | = 45.6, <i>b</i> * = 62.9 とする。 |               |                      |

(こいくちしょうゆの規格)

第3条 こいくちしょうゆの規格は、次のとおりとする。

| 区 分        | 基                               |                   | 準                  |
|------------|---------------------------------|-------------------|--------------------|
|            | 特 級                             | <u>上 級</u>        | 標準                 |
| 製 造 方 式    | 本醸造方式によるもの                      |                   | _                  |
|            | <u>であること。</u>                   |                   |                    |
| 性 状        | よく発酵、熟成した醸                      | よく発酵、熟成した醸        | こいくちしょうゆ独特の        |
|            | 造こいくちしょうゆの                      | 造こいくちしょうゆの        | 透明感のある鮮やかな赤        |
|            | 特徴である独特の透明                      | 特徴である独特の透明        | 橙色を呈し、特有の香り        |
|            | <u>感のある鮮やかな赤橙</u>               | <u>感のある鮮やかな赤橙</u> | <u>と円熟した塩味及び旨み</u> |
|            | 色を呈し、特有の香り                      | 色を呈し、特有の香り        | を有しており、その全て        |
|            | と円熟した塩味及び旨                      | と円熟した塩味及び旨        | が良好であり、かつ、異        |
|            | みを有しており、その                      | <u>みを有しており、その</u> | <u>味異臭及びかびがないこ</u> |
|            | 全てが優良であり、か                      | 全てが良好であり、か        | <u>Ł.</u>          |
|            | つ、異味異臭及びかび                      | つ、異味異臭及びかび        |                    |
|            | <u>がないこと。</u>                   | <u>がないこと。</u>     |                    |
| <u>色</u> 度 | しょうゆの標準色18番                     | <u>同左</u>         | しょうゆの標準色18番未       |
|            | <u>(日本産業規格Z 8781-</u>           |                   | 満であること。            |
|            | 4 (2013) (以下「JIS Z              |                   |                    |
|            | 8781-4」という。) の                  |                   |                    |
|            | 物体色の表示方法によ                      |                   |                    |
|            | <u>るL*(明度指数)=30.0、</u>          |                   |                    |
|            | $a^* = 46.1$ , $b^* = 51.6 \ge$ |                   |                    |
|            | する。以下同じ。) 未満                    |                   |                    |
|            | であること。ただし、                      |                   |                    |
|            | 火入れを行わず、火入                      |                   |                    |
|            | れの殺菌処理と同等な                      |                   |                    |
|            | 処理を行ったものにあ                      |                   |                    |
|            | <u>っては、しょうゆの標</u>               |                   |                    |
|            | 準色22番(JIS Z 8781-               |                   |                    |

| 1             | 以下同じ。]未満。  |  |  |
|---------------|--|--|--|
| 全窒素分          | <b>5.3</b> によって試験したと   <b>5.3</b> によって試験したと   <b>5.3</b> によって試験したと |  |  |
|               | き, 1.50 g/100 mL以上。 き, 1.35 g/100 mL以上。 き, 1.20 g/100 mL以上。        |  |  |
| 無塩可溶性固        | 5.4 によって試験したと   5.4 によって試験したと                                      |  |  |
| <u>形分</u>     | <u>き, 16 g/100 mL以上。</u> <u>き, 14 g/100 mL以上。</u>                  |  |  |
| 原材料           | 次のもの以外のものを使用していないこと。   |  |  |
|               | <u>a</u> ) <u>大豆</u>   |  |  |
|               | <u>b)</u> 小麦,大麦及び裸麦  |  |  |
|               | <u>c)</u> <u>米</u>   |  |  |
|               | <u>d)</u> <u>はと麦</u>   |  |  |
|               | <u>e)</u> <u>小麦グルテン</u>  |  |  |
|               | <u>f</u> ) <u>食塩</u>   |  |  |
|               | g) アミノ酸液,酵素分解調味液及び発酵分解調味液  |  |  |
|               | <u>h</u> ) <u>砂糖類</u>  |  |  |
|               | アルコール、焼酎及び清酒   |  |  |
|               | j) 米発酵調味料, 醸造酢, みりん及びみりん風調味料                                       |  |  |
| 添加物           | <u>次による。</u>   |  |  |
|               | a) <u>CODEX STAN 192 3.2</u> の規定に適合するものであって、かつ、その使用条               |  |  |
|               | 件は同規格 3.3 の規定に適合していること。  |  |  |
|               | <b>b)</b> 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものであるこ                        |  |  |
|               | <u> </u>   |  |  |
|               | c) a)の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法に                              |  |  |
|               | よって伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合                                  |  |  |
|               | にあっては、この限りでない。   |  |  |
|               | 1) インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法。   |  |  |
|               | 2) 冊子, リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表示す                               |  |  |
|               | る方法。   |  |  |
|               | 3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法。                                     |  |  |
|               | 4) 製品に問合せ窓口を明記の上,一般消費者からの求めに応じて当該一般<br>消費者に伝達する方法。                 |  |  |
| 内容量           | <u> </u>   |  |  |
| <u>r 1 仕里</u> | <u> </u>   |  |  |

# <u>4.2</u> うすくちしょうゆ

うすくちしょうゆの品質は、**表2**の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

表 2 一うすくちしょうゆの等級ごとの品質基準

|          | 4の物体色の表示方法に  |  |  |
|----------|--|--|--|
|          | よるL* (明度指数) <u>=</u>                                   |  |  |
|          | $36.7, a^* = 45.6, b^* =$                              |  |  |
|          | 62.9とする。以下同じ。)   |  |  |
|          | 未満であること。   |  |  |
| 全 室 素 分  | 1.50% (容重) 以上で 1.35% (容重) 以上で 1.20% (容重) 以上であ          |  |  |
|          | <u>あること。</u> <u>あること。</u> <u>ること。</u>                  |  |  |
| 無塩可溶性固形分 | 16% (容重) 以上であ 14% (容重) 以上であ —                          |  |  |
| _        | <u>ること。</u> <u>ること。</u>                                |  |  |
| 原 材 料    | 次に掲げるもの以外のものを使用していないこと。                                |  |  |
|          | 1 大豆   |  |  |
|          | 2 小麦、大麦及び裸麦  |  |  |
|          | <u>3</u> <u>米</u>                                      |  |  |
|          | <u>4</u> はと麦   |  |  |
|          | 4     はと麦       5     小麦グルテン                           |  |  |
|          | 6 食塩   |  |  |
|          | 7 アミノ酸液、酵素分解調味液及び発酵分解調味液                               |  |  |
|          | 8 砂糖類  |  |  |
|          | 9 アルコール、焼酎及び清酒   |  |  |
|          | 10 米発酵調味料、醸造酢、みりん及びみりん風調味料                             |  |  |
| 添加物      | 1 国際連合食糧農業機関及び世界保健機関合同の食品規格委員会が定めた                     |  |  |
|          | 食品添加物に関する一般規格 (CODEX STAN 192-1995, Rev. 7-2006) 3.2の規 |  |  |
|          | 定に適合するものであって、かつ、その使用条件は同規格3.3の規定に適                     |  |  |
|          | 合していること。   |  |  |
|          | <u>2</u> 使用量が正確に記録され、かつ、その記録が保管されているものである              |  |  |
|          | <u>こと。</u>   |  |  |
|          | 3 1の規定に適合している旨の情報が、一般消費者に次のいずれかの方法                     |  |  |
|          | により伝達されるものであること。ただし、業務用の製品に使用する場合                      |  |  |
|          | にあっては、この限りでない。   |  |  |
|          | <u>(1)</u> インターネットを利用し公衆の閲覧に供する方法                      |  |  |
|          | <u>(2)</u> 冊子、リーフレットその他の一般消費者の目につきやすいものに表              |  |  |
|          | <u>示する方法</u>   |  |  |
|          | (3) 店舗内の一般消費者の目につきやすい場所に表示する方法                         |  |  |
|          | (4) 製品に問合せ窓口を明記の上、一般消費者からの求めに応じて当該                     |  |  |
|          | <u>一般消費者に伝達する方法</u>                                    |  |  |
| 内 容 量    | 表示容積に適合していること。   |  |  |

(うすくちしょうゆの規格)

第4条 <u>うすくちしょうゆの規格は、次のとおりとする。</u>

| 区分         | 基準                         |                           |                           |
|------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|
|            | 特級                         | <u>上級</u>                 | 標準                        |
| 製造方式       | 表1の製造方式の基準に                | 1                         | _                         |
|            | <u>よる。</u>                 |                           |                           |
| <u>性状</u>  | よく発酵,熟成した醸造                | よく発酵,熟成した醸造               | うすくちしょうゆ独特の               |
|            | うすくちしょうゆの特徴                | <u>うすくちしょうゆの特徴</u>        | 黄色みを含んだ淡い赤橙               |
|            | である独特の黄色みを含                | である独特の黄色みを含               | 色を呈し、特有の香りと               |
|            | んだ淡い赤橙色を呈し,                | んだ淡い赤橙色を呈し,               | 円熟した塩味及び旨みを               |
|            | 特有の香りと円熟した塩                | 特有の香りと円熟した塩               | 有しており、その全てが               |
|            | 味及び旨みを有してお                 | <u>味及び旨みを有しており、</u>       | 良好であり、かつ、異味               |
|            | り, その全てが優良であ               | その全てが良好であり,               | 異臭及びかびがないこ                |
|            | り、かつ、異味異臭及び                | かつ、異味異臭及びかび               | <u> と。</u>                |
|            | <u>かびがないこと。</u>            | がないこと。_                   |                           |
| <u>色度</u>  | <b>5.2</b> によって試験したと       | <u>同左</u>                 | <b>5.2</b> によって試験したと      |
|            | き, しょうゆの標準色 22             |                           | き, しょうゆの標準色 18            |
|            | <u>番以上。</u>                |                           | <u>番以上。</u>               |
| 全室素分       | <b>5.3</b> によって試験したと       | 5.3 によって試験したと             | <u>5.3</u> によって試験したと      |
|            | <u>き, 1.15 g/100 mL以上。</u> | <u>き,1.05 g/100 mL以上。</u> | <u>き,0.95 g/100 mL以上。</u> |
| 無塩可溶性固     | <u>5.4</u> によって試験したと       | 5.4 によって試験したと             | <u>-</u>                  |
| <u> 形分</u> | き,14 g/100 mL 以上。          | き,12 g/100 mL 以上。         |                           |
| 原材料        | 表1の原材料の基準による。              |                           |                           |
| 添加物        | 表1の添加物の基準による。              |                           |                           |
| 内容量        | 表1の内容量の基準による。              |                           |                           |

# <u>4.3</u> たまりしょうゆ

# 表3-たまりしょうゆの等級ごとの品質基準

| 区分        | 基準                    |                  |              |
|-----------|-----------------------|------------------|--------------|
|           | <u>特級</u>             | <u>上級</u>        | <u>標準</u>    |
| 製造方式      | 表1の製造方式の基準に           |                  | <u>-</u>     |
|           | <u>よる。</u>            |                  |              |
| <u>性状</u> | よく発酵,熟成した醸造           | よく発酵,熟成した醸造      | たまりしょうゆ独特の赤  |
|           | たまりしょうゆの特徴で           | たまりしょうゆの特徴で      | 褐色を呈し,特有の香り  |
|           | ある独特の赤褐色を呈            | ある独特の赤褐色を呈し,     | と円熟した塩味及び旨み  |
|           | し,特有の香りと円熟し           | 特有の香りと円熟した塩      | を有しており, その全て |
|           | た塩味及び旨みを有して           | 味及び旨みを有しており,     | が良好であり、かつ、異  |
|           | おり、その全てが優良で           | その全てが良好であり,      | 味異臭及びかびがないこ  |
|           | あり、かつ、異味異臭及           | かつ、異味異臭及びかび      | <u>と。</u>    |
|           | <u>びかびがないこと。</u>      | <u>がないこと。</u>    |              |
| <u>色度</u> | <b>5.2</b> によって試験したとき | , しょうゆの標準色 22 番未 | 満。           |

| 区 分        | <u>基</u>       |                | 準               |
|------------|----------------|----------------|-----------------|
|            | 特級             | 上 級            | 標準              |
| 製造方式       | 前条の規格の製造方式     |                |                 |
|            | と同じ。           |                |                 |
| 性          | よく発酵、熟成した醸     | よく発酵、熟成した醸     | うすくちしょうゆ独特の     |
|            | 造うすくちしょうゆの     | 造うすくちしょうゆの     | 黄色みを含んだ淡い赤橙     |
|            | 特徴である独特の黄色     | 特徴である独特の黄色     | 色を呈し、特有の香りと     |
|            | みを含んだ淡い赤橙色     | みを含んだ淡い赤橙色     | 円熟した塩味及び旨みを     |
|            | を呈し、特有の香りと     | を呈し、特有の香りと     | 有しており、その全てが     |
|            | 円熟した塩味及び旨み     | 円熟した塩味及び旨み     | 良好であり、かつ、異味     |
|            | を有しており、その全     | を有しており、その全     | 異臭及びかびがないこ      |
|            | てが優良であり、かつ、    | てが良好であり、かつ、    | と。              |
|            | 異味異臭及びかびがな     | 異味異臭及びかびがな     |                 |
|            | いこと。           | いこと。           |                 |
| <u>色</u> 度 | しょうゆの標準色22番    | 同左             | しょうゆの標準色18番以    |
|            | 以上であること。       |                | 上であること。         |
| 全 室 素 分    | 1.15% (容重) 以上で | 1.05% (容重) 以上で | 0.95% (容重) 以上であ |
|            | あること。          | <u>あること。</u>   | <u>ること。</u>     |
| 無塩可溶性固形分   | 14% (容重) 以上であ  | 12% (容重) 以上であ  |                 |
|            | <u>ること。</u>    | <u>ること。</u>    |                 |
| 原 材 料      | 前条の規格の原材料と同    | Ľ.             |                 |
| <u>添加物</u> | 前条の規格の添加物と同    | Ľ.             | ·               |
| 内 容 量      | 前条の規格の内容量と同    | <u> </u>       |                 |

(たまりしょうゆの規格)

第5条 たまりしょうゆの規格は、次のとおりとする。

| 区分      | 基            |             | 準           |
|---------|--------------|-------------|-------------|
|         | 特 級          | 上 級         | 標準          |
| 製 造 方 式 | 第3条の規格の製造方   |             |             |
|         | <u>式と同じ。</u> |             |             |
| 性 状     | よく発酵、熟成した醸   | よく発酵、熟成した醸  | たまりしょうゆ独特の赤 |
|         | 造たまりしょうゆの特   | 造たまりしょうゆの特  | 褐色を呈し、特有の香り |
|         | 徴である独特の赤褐色   | 徴である独特の赤褐色  | と円熟した塩味及び旨み |
|         | を呈し、特有の香りと   | を呈し、特有の香りと  | を有しており、その全て |
|         | 円熟した塩味及び旨み   | 円熟した塩味及び旨み  | が良好であり、かつ、異 |
|         | を有しており、その全   | を有しており、その全  | 味異臭及びかびがないこ |
|         | てが優良であり、かつ、  | てが良好であり、かつ、 | <u> と。</u>  |
|         | 異味異臭及びかびがな   | 異味異臭及びかびがな  |             |
|         | いこと。         | いこと。        |             |

| 全窒素分      | 5.3 によって試験したと       | 5.3 によって試験したと       | <b>5.3</b> によって試験したと |
|-----------|---------------------|---------------------|----------------------|
|           | き, 1.60 g/100 mL以上。 | き,1.40 g/100 mL 以上。 | き, 1.20 g/100 mL 以上。 |
| 無塩可溶性固    | 5.4 によって試験したと       | 5.4 によって試験したと       | _                    |
| <u>形分</u> | き,16 g/100 mL 以上。   | き,13 g/100 mL以上。    |                      |
| 原材料       | 表1の原材料の基準による        | <u>5</u>            |                      |
| 添加物       | 表1の添加物の基準による。       |                     |                      |
| 内容量       | 表1の内容量の基準による        | 5                   |                      |

# 4.4 さいしこみしょうゆ

ーー さいしこみしょうゆの品質は、**表4**の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

# 表 4 - さいしこみしょうゆの等級ごとの品質基準

| 区分         |                            | 基準                        |                            |
|------------|----------------------------|---------------------------|----------------------------|
| <u> </u>   | 特級                         | <u>上級</u>                 | 標準                         |
| 製造方式       | 本醸造方式によるもの又                | _                         | _                          |
|            | は混合醸造方式によるも                |                           |                            |
|            | <u>のであること。</u>             |                           |                            |
| 性状         | よく発酵,熟成した醸造                | よく発酵,熟成した醸造               | さいしこみしょうゆ独特                |
|            | さいしこみしょうゆの特                | さいしこみしょうゆの特               | の赤褐色を呈し、特有の                |
|            | 徴である独特の赤褐色を                | 徴である独特の赤褐色を               | 香りと円熟した塩味及び                |
|            | 呈し、特有の香りと円熟                | 呈し、特有の香りと円熟               | 旨みを有しており,その                |
|            | した塩味及び旨みを有し                | した塩味及び旨みを有し               | 全てが良好であり,かつ,               |
|            | ており、その全てが優良                | ており、その全てが良好               | 異味異臭及びかびがない                |
|            | であり、かつ、異味異臭                | であり、かつ、異味異臭               | <u>こと。</u>                 |
|            | <u>及びかびがないこと。</u>          | <u>及びかびがないこと。</u>         |                            |
| <u>色度</u>  | <b>5.2</b> によって試験したとき      | <u>, しょうゆの標準色 18 番未</u>   | ,                          |
| 全窒素分       | <b>5.3</b> によって試験したと       | <u>5.3</u> によって試験したと      | <u>5.3</u> によって試験したと       |
|            | <u>き, 1.65 g/100 mL以上。</u> | <u>き,1.50 g/100 mL以上。</u> | <u>き,1.40 g/100 mL 以上。</u> |
|            | ただし、混合醸造方式に                |                           |                            |
|            | よるものにあっては2.00              |                           |                            |
|            | g/100 mL以上。                |                           |                            |
| アミノ酸液等     | 20%以下。                     | <u>=</u>                  | <u>=</u>                   |
| の使用割合(混    |                            |                           |                            |
| 合醸造方式に     |                            |                           |                            |
| よるものに限     |                            |                           |                            |
| <u>る。)</u> |                            |                           |                            |
| 無塩可溶性固     | 5.4 によって試験したと              | 5.4 によって試験したと             | <u>–</u>                   |
| <u>形分</u>  | <u>き,21 g/100 mL以上。</u>    | <u>き,18 g/100 mL 以上。</u>  |                            |
| 原材料        | 表1の原材料の基準による。              |                           |                            |
| 添加物        | 表1の添加物の基準による               | 5                         |                            |

| 色   |          | 度 | しょうゆの標準色18番未   | 満であること。        |                 |
|-----|----------|---|----------------|----------------|-----------------|
| 全   | 室 素      | 分 | 1.60% (容重) 以上で | 1.40% (容重) 以上で | 1.20% (容重) 以上であ |
|     |          |   | <u>あること。</u>   | <u>あること。</u>   | <u>ること。</u>     |
| 無塩豆 | 無塩可溶性固形分 |   | 16%(容重)以上であ    | 13% (容重) 以上であ  |                 |
|     |          |   | <u>ること。</u>    | <u>ること。</u>    |                 |
| 原   | 材        | 料 | 第3条の規格の原材料と    | 同じ <u>。</u>    |                 |
| 添   | 加        | 物 | 第3条の規格の添加物と同じ。 |                |                 |
| 内   | 容        | 量 | 第3条の規格の内容量と    | 同じ。            |                 |

(さいしこみしょうゆの規格)

第6条 さいしこみしょうゆの規格は、次のとおりとする。

| 区 分          | 基                  |   | 準             |
|--------------|--------------------|---|---------------|
|              | 特級                 | 上 級   | 標準            |
| 製造方式         | 本醸造方式によるもの         | =   | =             |
|              | 又は混合醸造方式によ         |   |               |
|              | <u>るものであること。</u>   |   |               |
| 性 状          | よく発酵、熟成した醸         | よく発酵、熟成した醸                                    | さいしこみしょうゆ独特   |
|              | 造さいしこみしょうゆ         | 造さいしこみしょうゆ                                    | の赤褐色を呈し、特有の   |
|              | の特徴である独特の赤         | の特徴である独特の赤                                    | 香りと円熟した塩味及び   |
|              | 褐色を呈し、特有の香         | 褐色を呈し、特有の香                                    | 旨みを有しており、その   |
|              | りと円熟した塩味及び         | りと円熟した塩味及び                                    | 全てが良好であり、かつ、  |
|              | 旨みを有しており、そ         | 旨みを有しており、そ                                    | 異味異臭及びかびがない   |
|              | の全てが優良であり、         | の全てが良好であり、                                    | こと。           |
|              | かつ、異味異臭及びか         | かつ、異味異臭及びか                                    |               |
|              | <u>びがないこと。</u>     | <u>びがないこと。</u>                                |               |
| <u>色</u> 度   | しょうゆの標準色18番未       | <u>満であること。</u>                                |               |
| 全 室 素 分      | 1.65% (容重) 以上で     | 1.50% (容重) 以上で                                | 1.40%(容重)以上であ |
|              | あること。ただし、混         | <u>あること。</u>                                  | <u>ること。</u>   |
|              | 合醸造方式によるもの         |   |               |
|              | にあっては2.00%(容       |   |               |
|              | <u>重) 以上であること。</u> |   |               |
| アミノ酸液等の使     | 20%以下であること。        |   |               |
| 用割合(混合醸造     |                    |   |               |
| 方式によるものに     |                    |   |               |
| <u>限る。)</u>  |                    |   |               |
| 無塩可溶性固形分     | 21% (容重) 以上であ      | 18% (容重) 以上であ                                 |               |
|              | <u>ること。</u>        | <u>ること。</u>                                   |               |
| <u>原 材 料</u> | 第3条の規格の原材料と        | <u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u> |               |
| <u>添 加 物</u> | 第3条の規格の添加物と        | <u>同じ。</u>                                    |               |

# <u>4.5</u> しろしょうゆ

しろしょうゆの品質は、表5の等級ごとの品質基準に適合していなければならない。

# 表5-しろしょうゆの等級ごとの品質基準

| <b>→</b> ∧ | <u>衣 5 一 しつしょうゆの寺級ことの前貝奉卒</u> |                           |                         |
|------------|-------------------------------|---------------------------|-------------------------|
| <u>区分</u>  |                               | <u>基準</u>                 |                         |
|            | <u>特級</u>                     | <u>上級</u>                 | <u>標準</u>               |
| 製造方式       | 表1の製造方式の基準に                   | <u>=</u>                  | <u>—</u>                |
|            | <u>よる。</u>                    |                           |                         |
| <u>性状</u>  | よく発酵,熟成した醸造                   | よく発酵,熟成した醸造               | しろしょうゆ独特の淡い             |
|            | しろしょうゆの特徴であ                   | しろしょうゆの特徴であ               | こはく(琥珀)色を呈し,            |
|            | る独特の淡いこはく (琥                  | る独特の淡いこはく (琥              | 特有の香りと円熟した塩             |
|            | 珀) 色を呈し、特有の香                  | 珀) 色を呈し、特有の香              | 味及び旨みを有してお              |
|            | りと円熟した塩味及び旨                   | りと円熟した塩味及び旨               | <u>り、その全てが良好であ</u>      |
|            | <u>みを有しており、その全</u>            | <u>みを有しており、その全</u>        | り、かつ、異味異臭及び             |
|            | てが優良であり、かつ、                   | てが良好であり,かつ,               | かびがないこと。                |
|            | 異味異臭及びかびがない                   | 異味異臭及びかびがない               |                         |
|            | <u>こと。</u>                    | <u>こと。</u>                |                         |
| <u>色度</u>  | <b>5.2</b> によって試験したとき         | ,しょうゆの標準色 46 番[           | JIS Z 8781-4 の物体色の      |
|            | 表示方法による L* (明度:               | 指数)= 76.7, a* = 12.5, b*  | = 81.9 とする。〕以上。         |
| 全窒素分       | <u>5.3</u> によって試験したと          | <u>5.3</u> によって試験したと      | <u>同左</u>               |
|            | <u>き, 0.40 g/100 mL以上</u>     | <u>き, 0.40 g/100 mL以上</u> |                         |
|            | 0.80 g/100 mL 未満。             | 0.90 g/100 mL 未満。         |                         |
| 無塩可溶性固     | 5.4 によって試験したと                 | 5.4 によって試験したと             | <b>5.4</b> によって試験したと    |
| <u>形分</u>  | き,16 g/100 mL以上。              | き,13 g/100 mL 以上。         | き,10 g/100 mL 以上。       |
|            | ただし、添加した砂糖類                   |                           |                         |
|            | <u>を含まないものであるこ</u>            |                           |                         |
|            | <u>と。</u>                     |                           |                         |
| 直接還元糖      | <b>5.5</b> によって試験したと          | <b>5.5</b> によって試験したと      | <b>5.5</b> によって試験したと    |
|            | き,12 g/100 mL 以上。             | <u>き,9 g/100 mL 以上。</u>   | <u>き,6 g/100 mL 以上。</u> |
| 原材料        | 次のもの以外のものを使用                  | 用していないこと <u>。</u>         |                         |
|            | <u>a)</u> 大豆                  |                           |                         |
|            | <u>b)</u> 小麦,大麦及び裸麦           |                           |                         |
|            | <u>c)</u> 小麦グルテン              |                           |                         |
|            | <u>d)</u> 食塩                  |                           |                         |
|            | <u>e)</u> アミノ酸液,酵素分角          | 解調味液及び発酵分解調味液             | :<br>•                  |
|            | <u>f)</u> 砂糖類                 |                           |                         |
|            | g) アルコール, 焼酎及び                | び清酒                       |                         |
|            | <u>h)</u> 米発酵調味料,醸造酯          | 作,みりん及びみりん風調味             | <u>料</u>                |
| 添加物        | 表1の添加物の基準による                  | <u>5.</u>                 |                         |

# 内 容 量 第3条の規格の内容量と同じ。

(しろしょうゆの規格)

第7条 しろしょうゆの規格は、次のとおりとする。

| 区分         | 基                         |  | 準                                       |
|------------|---------------------------|--|---|
|            | 特級                        | 上級                                       | 標準                                      |
| 製 造 方 式    | 第3条の規格の製造方                | =  |   |
|            | <u>式と同じ。</u>              |  |   |
| 性          | よく発酵、熟成した醸                | よく発酵、熟成した醸                               | しろしょうゆ独特の淡い                             |
|            | 造しろしょうゆの特徴                | 造しろしょうゆの特徴                               | 琥珀色を呈し、特有の香                             |
|            | である独特の淡い琥珀                | である独特の淡い琥珀                               | りと円熟した塩味及び旨                             |
|            | 色を呈し、特有の香り                | 色を呈し、特有の香り                               | みを有しており、その全                             |
|            | と円熟した塩味及び旨                | と円熟した塩味及び旨                               | てが良好であり、かつ、                             |
|            | <u>みを有しており、その</u>         | <u>みを有しており、その</u>                        | 異味異臭及びかびがない                             |
|            | 全てが優良であり、か                | 全てが良好であり、か                               | <u>こと。</u>                              |
|            | <u>つ、異味異臭及びかび</u>         | <u>つ、異味異臭及びかび</u>                        |   |
|            | がないこと。                    | がないこと。                                   |   |
|            |                           |  |   |
| <u>色 度</u> |                           |  | 表示方法によるL* (明度指                          |
| A          |                           | b*=81.9とする。)以上で                          |   |
| 全 室 素 分    | <u> </u>                  |  | <u>同左</u>                               |
|            | <u>% (容重) 未満である</u>       | <u>% (容重) 未満である</u>                      |   |
| 無塩可溶性固形分   | <u>こと。</u><br>16%(容重)以上であ | <u>こと。</u><br>13%(容重)以上であ                | 10%(容重)以上である                            |
| 無塩り谷性回形刀   | 10/8 (谷里) 以上でめること。ただし、添加  | <u>13 /8 (谷里) 以上 ( 8 </u><br><u>ること。</u> | <u>10 / (谷里) 以上 (める</u><br>  <u>こと。</u> |
|            | した砂糖類を含まない                | <u>3 C C .</u>                           | <u> </u>                                |
|            | ものであること。                  |  |   |
| 直接還元糖      | 12% (容重) 以上であ             | 9% (容重) 以上であ                             | 6% (容重) 以上である                           |
|            | ること。                      | ること。                                     | <u> </u>                                |
| 原 材 料      |                           | _ <del>。</del><br>のを使用していないこと。           |   |
|            | 1 大豆                      |  |   |
|            | <u>2</u> 小麦、大麦及び裸麦        |  |   |
|            | 3 小麦グルテン                  |  |   |
|            | 4 食塩                      |  |   |
|            | 5 アミノ酸液、酵素分               | 解調味液及び発酵分解調                              | 未液                                      |
|            | 6 砂糖類                     |  |   |
|            | <u>7</u> アルコール、焼酎及        | び清酒                                      |   |
|            | 8 米発酵調味料、醸造               | 酢、みりん及びみりん風                              | 周味料                                     |
| 添加物        | 第3条の規格の添加物と               | <u>同じ。</u>                               |   |

表1の内容量の基準による。

#### 5 試験方法

(削る)

#### 5.1 一般

試験に使用する試薬及び器具は、次による。

- a) 水 JIS K 0557 に規定する A2 又は同等以上のもの。
- b) 試薬 日本産業規格の特級等の規格に適合するもの。
- c) 分解促進剤 硫酸カリウムと硫酸銅(II) 五水和物を9:1の割合で混合したもの。
- **d) [まう酸溶液** ほう酸を水で加温溶解し、1 000 mL 中に 10 g ~ 40 g のほう酸を含むよう調製したもの。
- e) ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬 95 %エタノール 200 mL 中にブロモクレ ゾールグリーン 0.15 g 及びメチルレッド 0.10 g を含むよう調製したもの。
- **f) エチレンジアミン四酢酸 (EDTA)** 純度 99 %以上で窒素率が記載されたもの。
- g) DL-アスパラギン酸 純度 99 %以上で窒素率が記載されたもの。
- h) 硝酸 (1+1) 水に等容量の硝酸を加えたもの。
- i) ツィーン 20 溶液
   ウィーン 20 を 1g~2gはかりとり、メスシリンダーで水 100 mL を加えて混合したもの。
- j) 出力可変式分解台 ケルダールフラスコを熱せられるもので、ケルダールフラスコに沸騰石3~5個と水50 mLを入れ、10分間最大出力に保った熱源に乗せたとき、5分以内に沸騰させる能力を有するもの。
- **k) 加熱ブロック分解装置** 420℃において分解チューブに入れた 50 mL の水を 2 分 30 秒以内に沸騰 させる能力を有するもの。
- 1) ガラス製体積計 JIS R 3505 に規定するクラス A 又は同等以上のもの。
- m) 自動蒸留装置 ケルダール法の水蒸気蒸留を自動で迅速に行う装置(自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置を含む。)。
- n)自動滴定装置滴定の終点の判定を自動で行う装置で、20 mL 以上のビュレット容量を有するもの。
- o) 燃焼法全窒素測定装置 次の能力を有するもの。
- 1) 酸素(純度 99.9 %以上) 中で試料を熱分解するため、最低 870 ℃以上の操作温度を保持できる 燃焼炉(しょうゆ専用装置の場合は、酸素ヘリウム混合ガス中で最低 680 ℃以上の操作温度を 保持できる燃焼炉) を持つこと。
- 2) 熱伝導度検出器による窒素 (N<sub>2</sub>) の測定のため、遊離した窒素 (N<sub>2</sub>) を他の燃焼生成物から分離することができる構造を持つこと。
- 3) 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) を窒素 (N<sub>2</sub>) に変換する機構を持つこと。
- 4) ニコチン酸 (純度 99%以上のもの) 又はリシン塩酸塩 (純度 99%以上のもの) を用いて 10 回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値 ± 0.15%であり、相対標準偏差がニコチン酸の場合は 1.3%、リシン塩酸塩の場合は 0.98%以下であること。
- 5) 塩分濃度が20%程度の試料の測定が可能なように塩分に対する対策がとられていること。

#### | 内 容 量 | 第3条の規格の内容量と同じ。

(測定方法)

第8条 第3条から前条までの規格における色度、全窒素分及び無塩可溶性固形分並びに前条の規格 における直接還元糖の測定方法は、次のとおりとする。

(新設)

- p) 電位差滴定装置 20 mL以上のビュレット容量を持つもの[電極については,塩化物測定に適した指示電極(銀電極等)及び参照電極、又はこれらの複合型電極を用いるもの。]。
- **q) 褐色ビュレット** 25 mL 以上のビュレット容量を持つもの。

### 5.2 色度

試料を口径 10 mm の試験管にとり、しょうゆの標準色と比色する。

#### 5.3 全窒素分

#### 5.3.1 一般

全窒素分は、ケルダール法又は燃焼法によって測定する。

#### 5.3.2 ケルダール法

#### 5.3.2.1 測定の手順

測定の手順は,次による。

- a) 試料の分解 試料の分解は、次のいずれかによる。なお、試料の採取に用いる体積計は、ピストンを備えた空気置換式又は直接置換式のもののうち、JIS K 0970 に従い、1 mL の設定容量において、系統誤差及び偶然誤差を求め、それぞれ±1.0 %以内、0.3 %以下であるものとする。当該体積計が利用できない場合は、試料の密度を JIS K 0061 に従い測定し、試料約 1.0 g ~ 1.3 g を 0.1 mg の単位まで正確にはかりとることによって、試料採取量 (mL) を算出する。なお、空気置換式体積計を試料の採取に用いる場合は、リバースピペット法(ブローアウトを含めた 2 段階で液体を排出するピペットにおいて、ブローアウト分まで試料溶液を吸引し、1 段階目までの排出によって、ブローアウト分の試料溶液をチップ内に残し、設定体積を採取する方法)による。
- 1) 出力可変式分解台を用いる場合 試料 1 mLを 50 mL~300 mL 容ケルダールフラスコに入れ、分解促進剤 5 g 及び硫酸約 8 mLを加える。出力可変式分解台で泡立ちが穏やかになるまで弱く加熱し、その後出力を最大にする。分解液が清澄になった後、さらに約 90 分間加熱を続ける。全加熱時間は 2 時間以上とする。分解終了後、室温まで放冷し、以降の蒸留に用いる装置の最適な処理容量に応じて水 20 mL~50 mLを加え、必要に応じて弱く加熱して分解物を溶解する。空試験については、試料を入れずに同様の操作を行う。

2) 加熱ブロック分解装置を用いる場合 試料 1 mL を 250 mL ~ 300 mL 容分解チューブに入れ、分解 促進剤 5 g 及び硫酸約 8 mL を加える。200 ℃に設定した加熱ブロック分解装置で泡立ちが穏や かになるまで加熱し、その後 420 ℃にする。分解液が清澄になった後、さらに約 90 分間加熱を 続ける。分解終了後、室温まで放冷し、以降の蒸留に用いる装置の最適な処理容量に応じて水 20 mL ~ 50 mL を加え、必要に応じて弱く加熱して分解物を溶解する。空試験については、試料を入れずに同様の操作を行う。なお、加熱ブロック分解装置において、発生する硫酸ミスト

| <u>事</u> |   | 項        | <u>測 定 方 法</u>  |
|----------|---|----------|---|
| <u>色</u> |   | 度        | <u>試料を口径10mmの試験管にとり、しょうゆの標準色と比色する。</u>  |
|          |   |          |   |
| 全 窒      | 素 | <u>分</u> | ケルダール法又は燃焼法により測定する。   |
|          |   |          | 1     ケルダール法       (1) 測定の手順  |
|          |   |          | ア 試料の分解   |
|          |   |          |   |
|          |   |          |   |
|          |   |          |   |
|          |   |          | <u>(ア)</u> 出力可変式分解台 (ケルダールフラスコを熱せられるもので、  |
|          |   |          | ケルダールフラスコに沸騰石3~5個と水50mlを入れ、10分間最<br>大出力に保った熱源に乗せたとき、5分以内に沸騰させる能力を               |
|          |   |          | 有するもの。以下同じ。)を用いる場合  |
|          |   |          | 試料 1 ml を 50 ~ 300 ml 容 ケルダールフラスコに入れ、分解促進<br>剤 (硫酸カリウムと硫酸銅 (Ⅱ) 五水和物を 9:1 の割合で混合 |
|          |   |          | したもの。以下同じ。) 5g及び硫酸約8m1を加える。出力可変   |
|          |   |          | 式分解台で泡立ちが穏やかになるまで弱く加熱し、その後出力を<br>最大にする。分解液が清澄になった後、さらに約90分間加熱を続                 |
|          |   |          | 取入にする。分解後が再復になった後、さらに約90分間加熱を統 ける。全加熱時間は2時間以上とする。分解終了後、室温まで放                    |
|          |   |          | 冷し、以降の蒸留に用いる装置の最適な処理容量に応じて水20~  |
|          |   |          | 50mlを加え、必要に応じて弱く加熱して分解物を溶解する。空試験については、試料を入れずに同様の操作を行う。                          |
|          |   |          | (イ) 加熱ブロック分解装置(420℃において分解チューブに入れた   |
|          |   |          | 50mlの水を2分30秒以内に沸騰させる能力を有するもの。以下同  |
|          |   |          | <u>じ。)を用いる場合</u><br>試料 1 ml を250~300ml 容分解チューブに入れ、分解促進剤 5 g                     |
|          |   |          | 及び硫酸約8mlを加える。200℃に設定した加熱ブロック分解装   |
|          |   |          |   |

置で泡立ちが穏やかになるまで加熱し、その後420℃にする。

に対応する排気マニホールド等を備え、安全な分析環境が確保できる場合は、硫酸添加後、30 %過酸化水素約 1mL を加えることによって、420 ℃から分解を開始してよい。発泡等によって 分解液の漏出のおそれがある場合は、加熱を中止し、発泡が収まるまで放冷した後、再び加熱 を開始する。

- b) 蒸留 蒸留は、次のいずれかによる。
- 1) 塩入・奥田式蒸留装置を用いる場合 蒸留液捕集容器 (以下"捕集容器"という。) にほう酸溶液 25 mL ~ 30 mLを入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を2~3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液の入ったケルダールフラスコを蒸留装置に接続し、16 g 以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 %~45 %水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、留液が 100 mL以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。

- 2) パルナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の全部を蒸留する場合 捕集容器にほう酸溶液 25 mL ~ 30 mL を入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2 ~ 3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液を蒸留管に水で 3 回洗い込む。洗い込む水量は、蒸留管容量に応じて 30 mL 以上とする。16 g以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 %~45 %水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、留液が 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。
- 3) パルナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の一部を蒸留する場合 分解液を 100 mL 容全量フラスコに水で洗い込み、定容としたものを供試液とする。捕集容器にほう酸溶液 25 mL ~30 mL を入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2~3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。供試液 25 mL を全量ピペットで蒸留管に入れ、4 g以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 %~45 %水酸化ナトリウム溶液を加え供試液をアルカリ性にし、留液が 100 mL 以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。
- 4) 自動蒸留装置を用いる場合 捕集容器にほう酸溶液 25 mL ~ 30 mL を入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を 2 ~ 3 滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。 分解液に水 30 mL 及び 16 g以上の水酸化ナトリウムを含むよう 25 % ~ 45 % 水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、自動蒸留装置の操作方法に従い留液が 100 mL 以上得ら

解液が清澄になった後、さらに約90分間加熱を続ける。分解終了後、室温まで放冷し、以降の蒸留に用いる装置の最適な処理容量に応じて水20~50mlを加え、必要に応じて弱く加熱して分解物を溶解する。空試験については、試料を入れずに同様の操作を行う。

#### イ 蒸留

(ア) 塩入・奥田式蒸留装置を用いる場合

蒸留液捕集容器(以下「捕集容器」という。)にほう酸溶液(ほう酸を水で加温溶解し、1,000m1中に10~40gのほう酸を含むよう調製したもの。以下同じ。)25~30m1を入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬(95%エタノール200m1中にブロモクレゾールグリーン0.15g及びメチルレッド0.10gを含むよう調製したもの。以下同じ。)を2~3滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液の入ったケルダールフラスコを蒸留装置に接続し、16g以上の水酸化ナトリウムを含むよう25~45%水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、留液が100m1以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。

(1) ペルナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の全部を蒸留する場合

捕集容器にほう酸溶液25~30m1を入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を2~3滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液を蒸留管に水で3回洗い込む。洗い込む水量は、蒸留管容量に応じて30m1以上とする。16g以上の水酸化ナトリウムを含むよう25~45%水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、留液が100m1以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。

 (ウ)
 パルナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の一部を蒸留する場合

分解液を100ml容全量フラスコに水で洗い込み、定容としたものを供試液とする。捕集容器にほう酸溶液25~30mlを入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を2~3滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。供試液25mlを全量ピペットで蒸留管に入れ、4g以上の水酸化ナトリウムを含むよう25~45%水酸化ナトリウム溶液を加え供試液をアルカリ性にし、留液が100ml以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。

(エ) 自動蒸留装置 (ケルダール法の水蒸気蒸留を自動で迅速に行う 装置をいい、自動蒸留装置と自動滴定装置 (滴定の終点の判定を 自動で行う装置で、20m1以上のビュレット容量を有するもの。以 下同じ。) を組み合わせた装置を含む。以下同じ。) を用いる場合 れるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。自動蒸留装置と 自動滴定装置を組み合わせた装置では、装置に適した方法で蒸留及び滴定する。

- c) 滴定 滴定は,次のいずれかによる。
- 1) 手動滴定(滴定の終点を指示薬の変色によって目視で判定する方法) パルナス・ワグナー型 蒸留装置を用い、分解液の一部を蒸留して得られた留液にあっては 0.025 mol/L 硫酸で、それ以 外の分解液の全部を蒸留して得られた留液にあっては 0.05 mol/L 硫酸で、25 mL 容ビュレット を用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て微灰赤色を呈したところを終点とする。滴定値は 0.01 mL まで記録する。空試験で得られた留液についても同様に滴定する。
- 2) <u>自動滴定 (滴定の終点の判定を自動で行う方法)</u> 自動滴定装置の操作方法に従い滴定する。 空試験で得られた留液についても同様に滴定する。

# 5.3.2.2 計算

全窒素分は、次の式によって求める。なお、空試験の滴定で1滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、空試験の滴定値を0 mL とする。

<u>a)</u> 分解液の全部を蒸留し、滴定した場合

$$N = \frac{(T - B) \times F \times M \times A \times 2}{1\ 000 \times V} \times 100$$

b) 分解液の一部を蒸留し、滴定した場合

$$N = \frac{(T-B) \times F \times M \times A \times 2}{1\ 000 \times V} \times \frac{100}{25} \times 100$$

<u>ここで, N:</u> 全窒素分(g/100 mL)

<u>T:</u> 試料溶液の滴定に要した滴定液の体積 (mL)

<u>B</u>: 空試験の滴定に要した滴定液の体積 (mL)

<u>F:</u> <u>滴定液のファクター</u>

<u>M:</u> 窒素の原子量 <u>14.007</u>

A: 滴定に用いた硫酸の濃度 (mol/L)

V: 試料採取量 (mL)

(削る)

捕集容器にほう酸溶液25~30mlを入れ、ブロモクレゾールグリーン・メチルレッド混合指示薬を2~3滴加え、これを留液流出口が液中に浸るように置く。分解液に水30ml及び16g以上の水酸化ナトリウムを含むよう25~45%水酸化ナトリウム溶液を加え分解液をアルカリ性にし、自動蒸留装置の操作方法に従い留液が100ml以上得られるまで蒸留する。留液流出口を液面から離し、少量の水で先端を洗い込む。自動蒸留装置と自動滴定装置を組み合わせた装置では、装置に適した方法で蒸留及び滴定する。

#### ウ 滴定

(7) <u>手動滴定(滴定の終点を指示薬の変色により目視で判定する方</u>法)

パルナス・ワグナー型蒸留装置を用い、分解液の一部を蒸留して得られた留液にあっては0.025mol/L硫酸で、それ以外の分解液の全部を蒸留して得られた留液にあっては0.05mol/L硫酸で、25ml容ビュレットを用いて滴定する。液が緑色、汚無色を経て微灰赤色を呈したところを終点とする。滴定値は0.01mlまで記録する。空試験で得られた留液についても同様に滴定する。

- (4) 自動滴定(滴定の終点の判定を自動で行う方法) 自動滴定装置の操作方法に従い滴定する。空試験で得られた留 液についても同様に滴定する。
- (2) 計算
  - ア 分解液の全部を蒸留し、滴定した場合全窒素分(w/v%) = (T−B) × F × M × A × 2 / (1,000 × V) × 100
  - <u>イ</u> 分解液の一部を蒸留し、滴定した場合 <u>全窒素分(w/v%)=(T-B)×F×M×A×2/(1,000×</u> V)×(100/25)×100
    - T:試料溶液の滴定に要した滴定液の体積 (ml)
    - B:空試験の滴定に要した滴定液の体積 (ml)
    - <u>F:滴定液のファクター</u>
    - M:窒素の原子量 14.007

A:滴定に用いた硫酸の濃度(mol/L)

V: 試料採取量 (m1)

- 注1:試験に用いる水は、日本産業規格K 0557 (1998) (以下「JIS K 0557」 という。) に規定するA 2 又は同等以上のものとする。
- 注2:試料の採取に用いる体積計は、ピストンを備えた空気置換式若しくは 直接置換式のもののうち、日本産業規格K 0970 (2013) (以下「JIS K

# 5.3.3 燃焼法

(削る)

5.3.3.1 測定の手順

0970」という。)に従い、1mlの設定容量において、系統誤差及び偶然誤差を求め、それぞれ±1.0%以内、0.3%以下であるもの。当該体積計が利用できない場合は、試料の密度を日本産業規格K 0061 (2001) (以下「JIS K 0061」という。)に従い測定し、試料約1.0~1.3gを0.1mgの単位まで正確に量りとることにより、試料採取量(ml)を算出する。なお、空気置換式体積計を試料の採取に用いる場合は、リバースピペット法(ブローアウトを含めた2段階で液体を排出するピペットにおいて、ブローアウト分まで試料溶液を吸引し、1段階目までの排出により、ブローアウト分の試料溶液をチップ内に残し、設定体積を採取する方法)による。

- <u>注3</u>: 試験に用いる試薬は、日本産業規格の特級等の規格に適合するものと する。
- 注4:加熱ブロック分解装置において、発生する硫酸ミストに対応する排気 マニホールド等を備え、安全な分析環境が確保できる場合は、硫酸添加後、30%過酸化水素約1mlを加えることにより、420℃から分解を開始することができる。発泡等により分解液の漏出のおそれがある場合は、加熱を中止し、発泡が収まるまで放冷した後、再び加熱を開始する。
- <u>注6</u>: 空試験の滴定で1滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、空試験の滴定値を0mlとする。

### 2 燃焼法

- (1) 燃焼法全窒素測定装置として、次のアからオまでの能力を有するものを用いる。
  - ア 酸素(純度99.9%以上)中で試料を熱分解するため、最低870℃以上の操作温度を保持できる燃焼炉(しょうゆ専用装置の場合は、酸素ヘリウム混合ガス中で最低680℃以上の操作温度を保持できる燃焼炉)を持つこと。
  - $\underline{A}$  熱伝導度検出器による窒素  $(N_2)$  の測定のため、遊離した窒素  $(N_2)$  を他の燃焼生成物から分離することができる構造を持つこと。
  - <u>ウ</u> 窒素酸化物 (NO<sub>x</sub>) を窒素 (N₂) に変換する機構を持つこと。
  - エ ニコチン酸 (純度99%以上のもの) 又はリシン塩酸塩 (純度99%以上のもの) を用いて10回繰り返し測定したときの窒素分の平均値が理論値±0.15%であり、相対標準偏差がニコチン酸の場合は1.3%、リシン塩酸塩の場合は0.98%以下であること。
  - <u>オ</u> 塩分濃度が20%程度の試料の測定が可能なように塩分に対する対 策がとられていること。
- (2) 測定の手順

測定は,次による。

- a) 各燃焼法全窒素測定装置の操作方法に従って検量線作成用標準品 [エチレンジアミン四酢酸 (EDTA), DL-アスパラギン酸又は他の同純度の標準品 [5.1 o) 4)において用いたものを除く。] を用いる。] を 0.1 mg 以下の単位まで正確にはかりとり, 各装置に適した方法で測定し, 検量線を作成する。
- b) 各燃焼法全窒素測定装置の操作方法に従って試料を 100 mg 以上採取する場合は 0.1 mg の単位, 試料を 100 mg 未満, 40 mg 以上採取する場合は 0.01 mg の単位まで正確にはかりとり, 各装置 に適した方法で測定する。なお, 試料の採取方法は, 正確に設定容量をはかりとることができる 体積計(ピストンを備え,空気層容量が設定容量の 25 %以下の空気置換式又は直接置換式のも ののうち, JIS K 0970 に従い, 設定容量において系統誤差及び偶然誤差を求め, それぞれ±1.0 % 以内, 0.3 %以下であるもの。)を使用する方法に代えてよい。
- c) 試料の密度を JIS K 0061 に従い測定する。

### 5.3.3.2 計算

全窒素分は、次の式によって求める。

$$N = \frac{n}{m} \times 100 \times \rho$$

ここで, N: 全窒素分 (g/100 mL)

n: 検量線から得られた窒素量 (mg)

<u>m</u>: 試料採取質量 (mg) ρ: 試料の密度 (g/mL)

なお、**5.3.3.1 b)**において、試料を体積計によってはかりとる場合にあっては、全窒素分は、検量線から得られた窒素量を設定容量で除することによって求める。

(削る)

#### 5.4 無塩可溶性固形分

#### 5.4.1 可溶性固形分の測定

<u>可溶性固形分は、試料及び糖用屈折計を 20 ℃に保った時の示度を読み取り、その値をパーセントで表したものとする。</u>

#### 5.4.2 食塩分の測定

#### 5.4.2.1 一般

食塩分の測定は、電位差滴定法又はモール法によって測定する。

#### 5.4.2.2 試料溶液の調製

試料 5 mL を全量ピペットを用いて 250 mL 容全量フラスコにはかりとり、水を加えて定容とした

- ア 各装置の操作方法に従って検量線作成用標準品 (エチレンジアミン四酢酸 (EDTA) (純度99%以上で窒素率が記載されたもの)、DLーアスパラギン酸 (純度99%以上で窒素率が記載されたもの)又は他の同純度の標準品 (2の(1)のエにおいて用いたものを除く。)を用いる。)を0.1mg以下の単位まで正確に量りとり、各装置に適した方法で測定し、検量線を作成する。
- イ 各装置の操作方法に従って試料を100mg以上採取する場合は0.1mg の単位、試料を100mg未満、40mg以上採取する場合は0.01mgの単位ま で正確に量りとり、各装置に適した方法で測定する。
- ウ 試料の密度をJIS K 0061に従い測定する。

#### (3) 計算

検量線から試料の全窒素分(w/w%)を算出し、次式を用いて全 窒素分(w/v%)を求める。

全窒素分 (w/v%) =試料の全窒素分 (w/w%) ×密度 (g/mL)

注:試料の採取方法は、正確に設定容量を量りとることができる体積計(ピストンを備え、空気層容量が設定容量の25%以下の空気置換式又は直接置換式のもののうち、JIS K 0970に従い、設定容量において系統誤差及び偶然誤差を求め、それぞれ±1.0%以内、0.3%以下であるもの。)を使用する方法に代えることができる。この場合、全窒素分(w/v%)は、検量線から得られた窒素量を設定容量で除することにより求める。

#### 無塩可溶性固形分

1 可溶性固形分の測定

試料及び糖用屈折計を20℃に保った時の示度を読み取り、その値をパーセントで表す。

2 食塩分の測定

電位差滴定法又はモール法により測定する。

(1) 試料溶液の調製

試料 5 mlを全量ピペットを用いて250ml容全量フラスコに量りとり、

<u>ものを試料溶液とする。なお、試料溶液は、正確に一定容量をはかることができる装置を使用して試</u>料を採取し、これを水で希釈したものに代えてよい。

### 5.4.2.3 滴定

滴定は、次のいずれかによる。

- a) 電位差滴定法 試料溶液 10 mL を全量ピペットを用いて 100 mL ~ 200 mL 容ピーカーにとり、電極が浸る高さまで水を加えた後、硝酸 (1+1) 1 mL 及びツィーン 20 溶液 1 mL を加え、これを電位差滴定装置に装着する。かき混ぜながら 0.05 mol/L 又は 0.1 mol/L 硝酸銀溶液で滴定し、滴定装置の操作に従い終点を検出する。空試験については、試料溶液の代わりに水を用いて同様に滴定する。この場合において、終点が検出されないとき又は滴定に要した硝酸銀溶液の体積が0.01 mL未満のときは、その滴定値は 0 mL とする。なお、電位差滴定装置の終点判別を正確に行うことができる場合においては、硝酸銀溶液の濃度を変更してよい。また、ツィーン 20 溶液の代わりに、電位差滴定装置に適したアニオン界面活性剤を含む溶液を使用してよい。
- b) モール法 試料溶液 5 mL を全量ピペットを用いて磁製蒸発皿又は三角フラスコにとり、指示薬として 2 %クロム酸カリウム溶液を 1 mL 加え、0.02 mol/L 硝酸銀溶液で褐色ビュレットを用いて滴定する。液の色が微橙色になる点を終点とする。空試験については、試料溶液の代わりに水 5 mL を用いて同様に滴定する。この場合において、1 滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、その滴定値は 0 mL とする。

### 5.4.2.4 計算

食塩分は、次の式によって求める。なお、5.4.2.2 において、試料溶液を正確に一定容量をはかることができる装置を使用して試料を採取し、これを水で希釈したものに代えた場合、a)にあっては計算式中 "× (250/10)" を、b)にあっては計算式中 "× (250/5)" を削る。

a) 電位差滴定法

$$D = \frac{T - B}{1\ 000} \times A \times F \times M \times \frac{250}{10} \times \frac{1}{V} \times 100$$

モール法

$$D = \frac{T - B}{1\ 000} \times A \times F \times M \times \frac{250}{5} \times \frac{1}{V} \times 100 \times C$$

<u>ここで,D:</u> 食塩分(g/100 mL)

T: 試料溶液の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (mL)

B: 空試験の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (mL)

A: 滴定に用いた硝酸銀溶液の濃度 (mol/L)

F: 硝酸銀溶液のファクター

M: 58.44 (塩化ナトリウムの式量)

V: 試料採取量 (mL)

C: 補正係数 (しろしょうゆ:1.00, うすくちしょうゆ:0.99, こいくちしょ

水を加えて定容としたものを試料溶液とする。

### (2) 滴定

### ア 電位差滴定法

試料溶液10mlを全量ピペットを用いて100~200ml容ビーカーにとり、電極が浸る高さまで水を加えた後、硝酸(1+1)(水に等容量の硝酸を加えたもの)1ml及びツィーン20溶液(ツィーン20を1~2g量りとり、メスシリンダーで水100mlを加えて混合したもの。以下同じ。)1mlを加え、これを電位差滴定装置に装着する。かき混ぜながら0.05mol/L又は0.1mol/L硝酸銀溶液で滴定し、滴定装置の操作に従い終点を検出する。空試験については、試料溶液の代わりに水を用いて同様に滴定する。この場合において、終点が検出されないとき又は滴定に要した硝酸銀溶液の体積が0.01ml未満のときは、その滴定値は0mlとする。

# イ モール法

試料溶液 5 mlを全量ピペットを用いて磁製蒸発皿又は三角フラスコにとり、指示薬として2%クロム酸カリウム溶液を1 ml加え、0.02 mol/L硝酸銀溶液で褐色ビュレットを用いて滴定する。液の色が微橙色になる点を終点とする。空試験については、試料溶液の代わりに水5 mlを用いて同様に滴定する。この場合において、1滴で明らかに終点を超える色を呈したときは、その滴定値は0 ml とする。

### (3) 計算

# ア電位差滴定法

食塩分 (%) =  $\{(T-B) / 1000\} \times A \times F \times M \times (250/10)$ ×  $(1/V) \times 100$ 

イ モール法

食塩分 (%) =  $\{(T-B) / 1000\} \times A \times F \times M \times (250 / 5)$ ×  $(1/V) \times 100 \times C$ 

T: 試料溶液の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (ml)

B:空試験の滴定に要した硝酸銀溶液の体積 (ml)

A:滴定に用いた硝酸銀溶液の濃度 (mol/L)

F:硝酸銀溶液のファクター

M:58.44(塩化ナトリウムの式量)

V: 試料採取量 (ml)

C:補正係数(しろしょうゆ:1.00、うすくちしょうゆ:0.99、

うゆ:0.98, たまりしょうゆ及びさいしこみしょうゆ:0.97)

(削る)

#### 5.4.3 無塩可溶性固形分の算出

無塩可溶性固形分は、可溶性固形分(5.4.1 参照) から食塩分(5.4.2 参照) を差し引いて得た値と する。

#### 5.5 直接還元糖

直接還元糖の測定は、次による。

- a) 試料 10 mL を 20 ~ 25 倍に希釈し、その希釈液 5 mL ~ 20 mL をとり、これにフェーリング液 20 mL 及び水を加えて全量を 50 mL とし、正確に 2 分間煮沸した後急冷する。
- b) 25 %硫酸 10 mL とよう化カリウム 3 g を加え、1 %でん粉液を指示薬として 0.1 mol/L チオ硫酸 ナトリウム液で滴定し、別に試料を加えないブランク試験を行って両滴定値の差を直接環元糖と する。

こいくちしょうゆ:0.98、たまりしょうゆ及びさいしこみしょ うゆ:0.97)

- 注1:試験に用いる水は、JIS K 0557に規定するA2又は同等以上のものと する。
- 注2:試験に用いる試薬は、日本産業規格の特級等の規格に適合するものと
- 注3:試験に用いるガラス製体積計は、JIS R 3505に規定するクラスA又は 同等以上のものとする。
- 注4: 試料溶液は、正確に一定容量を量ることができる装置を使用して試料 を採取し、これを水で希釈したものに代えることができる。この場合 において、(3)の計算式中「× (250/10)」又は「× (250/5)」を削
- 注5:電位差滴定装置は、20m1以上のビュレット容量を持つものとする。こ の場合において、電極については、塩化物測定に適した指示電極(銀 電極等)及び参照電極、又はこれらの複合型電極を用いるものとする。
- 注6:電位差滴定装置の終点判別を正確に行うことができる場合において は、硝酸銀溶液の濃度を変更することができる。
- 注7:ツィーン20溶液の代わりに、電位差滴定装置に適したアニオン界面活 性剤を含む溶液を使用することができる。
- 注8:褐色ビュレットは、25ml以上のビュレット容量を持つものとする。
- 3 無塩可溶性固形分の算出

無塩可溶性固形分(%)=可溶性固形分(%)-食塩分(%)

直 接 還 元 糖 | 試料10m1を20~25倍に希釈し、その希釈液5~20m1をとり、これにフェーリ ング液20m1及び水を加えて全量を50m1とし、正確に2分間煮沸した後急冷し 25%硫酸10mlとよう化カリウム3gを加え、1%でん粉液を指示薬として0.1 mol/Lチオ硫酸ナトリウム液で滴定し、別に試料を加えないブランク試験 を行って両滴定値の差を直接還元糖とする。